



## 定期報告制度が変わりました！

～あなたが管理する建物も対象となる可能性があります～

「定期報告制度」は、人間の健康診断のように、建てた後も定期的に点検・検査を行い、維持保全するための制度です。

平成28年6月1日の建築基準法の改正により、これまで建築物の定期調査の一部とされていた防火設備について、より詳細な検査が必要となりました。

### 防火設備とは？



防火扉

防火シャッター

防火設備とは、火災が起きた時に炎や煙が拡散することを防ぎ、避難経路を確保する重要な設備です。

裏面に記載された対象建築物に設置された防火設備のうち、随時閉鎖又は作動できる防火設備が対象となります。

※防火扉や防火シャッター以外にも、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水膜を形成する防火設備が該当します。

### 報告時期

平成30年4月1日～9月30日までに報告が必要となります。

### 調査・検査を行う資格者

調査・検査を行うには、一級・二級建築士や防火設備検査員の資格が必要となります。

### 報告違反

定期報告を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合については、建築基準法第101条により100万円以下の罰金の処分を受ける可能性がありますので、期日内に提出するようお願いします。

## 対象建築物

以下の表のいずれかの建築物に設置された、防火設備のうち、随時閉鎖又は作動できる防火設備が対象となります。

対象用途		対象となる用途部分の階・規模
A	劇場、映画館、演芸場	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 客席が200㎡以上ある
		④ 主階が1階にない
B	観覧場(屋外観覧場を除く)、 公会堂、集会場	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 客席が200㎡以上ある
C	病院、診療所(患者の入院施設があるもの)、児童福祉施設等 (高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの)	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 2階が300㎡以上ある
D	ホテル、旅館	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 2階が300㎡以上ある
E	共同住宅、寄宿舎 (高齢者又は障害者等の就寝の用に供するもの)	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 2階が300㎡以上ある
F	体育館 (学校に付属するものを除く)	① 3階以上の階にある ※1
		② 床面積の合計が2,000㎡以上ある ※2
G	博物館、美術館、図書館 (学校に付属するものを除く)	① 3階以上の階にある ※1
		② 床面積の合計が2,000㎡以上ある ※2
H	ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場 (学校に付属するものを除く)	① 3階以上の階にある ※1
		② 床面積の合計が2,000㎡以上ある ※2
I	百貨店、マーケット、 物品販売店舗を営む店舗	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 2階の合計が500㎡以上ある
		④ 床面積の合計が3,000㎡以上ある ※2
J	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、 飲食店	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 2階の合計が500㎡以上ある
		④ 床面積の合計が3,000㎡以上ある ※2
K	展示場	① 地階にある ※1
		② 3階以上の階にある ※1
		③ 2階の合計が500㎡以上ある
		④ 床面積の合計が3,000㎡以上ある ※2

※1 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

※2 該当する用途部分避難階のみにあるものは対象外。

### お問い合わせ先

苫小牧市都市建設部建築指導課指導係  
TEL: 0144-32-6527(直通)

